

# 学友会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は大和大学白鳳短期大学部学友会（以下「学友会」という。）と称し、本部を本学に置く。

第2条 本会は学生生活の向上、発展および親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は大和大学白鳳短期大学部学生をもって組織する。

第4条 本会会員は、所定の会費を納入しなければならない。

## 第2章 機関

第5条 本会に次の機関を置く。

(1) 学友会運営委員会（執行部兼務）

(2) 部・サークル委員会

(3) 白鳳祭実行委員会

(4) 各種専門委員会

第6条 学友会運営委員会は、各クラスより選出された学友会運営委員（各2名）をもって構成し、本会の最高の決議機関とする。

第7条 学友会運営委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名、幹事若干名を選ぶ。

第8条 学友会運営委員会は、過半数の委員の出席をもって成立し、委員長が議長をつとめる。委員長に事故あるときは副委員長が代行する。

第9条 学友会運営委員会は、本会の目的にそって企画と運営にあたる。

第10条 委員長は本会を代表し、会務を総括する。

第11条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

第12条 書記は会議の議事録を作り、一切の事務記録を保管する。

第13条 会計は会計事務を担当する。

第14条 幹事は委員長の委嘱を受け、部・サークル委員会及び本会が必要に応じ設置した各種専門委員会の委員長、副委員長をつとめる。

第15条 部・サークル委員会は、各部・サークルの代表をもって構成し、委員長、副委員長は、学友会運営委員会より委託された部・サークルに関する業務を処理し、部・サークル委員会の会務を総括する。

第16条 白鳳祭実行委員会は、学友会運営委員及び各クラスより選出された実行委員3名及び会員有志によって構成される。

(1) 白鳳祭実行委員会は、白鳳祭の企画・立案・実施にあたる。

(2) 白鳳祭実行委員会は委員互選により次の役員を置く。

委員長1名 副委員長2名 書記1名 会計1名 幹事若干名

(3) 白鳳祭実行委員の任期は1年とする。

第17条 各種専門委員会の委員長及び副委員長は、学友会運営委員会から割当てられた業務の企画と運営にあたり、専門委員会の会務を総括する。

第18条 学友会運営委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

### 第3章 財政

第19条 本学の会費は、次の通りとする。

- (1) 学友会費
- (2) 本会の目的に賛同する者の援助金、補助金、寄付金
- (3) その他の収入

第20条 学友会費は年間6,000円とし、学費とともに納入する。

第21条 会計年度は、4月から翌年3月までとする。

### 第4章 顧問

第22条 本会の顧問は、学生部長とする。ただし、必要あるときは専任の教職員をもって追加することができる。

第23条 顧問は本会の運営に関して助言する。

第24条 顧問の任期は、4月から翌年3月までの1年とし、再任を妨げない。

### 第5章 会計監査

第25条 監査委員は、学友会運営委員の中から学年ごとに各1名選出する。

第26条 監査委員は、本会の決算に対して監査を行う。ただし、監査委員が必要と認めたときは随時に監査を行うことができる。

第27条 監査委員の任期は4月から翌年3月までの1年間とする。

### 第6章 部・サークル（部・サークル活動規約参照）

第28条 本会則の改正は、学友会運営委員会の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

### 附則

1. 本会則は平成11年4月1日から効力を発する。
2. 本会則は平成26年11月1日から効力を発する。
3. 本会則は令和5年4月1日から効力を発する。